

登録番号 第 21525 号

チオノック®フロアブル

- 優れた予防効果を示す保護殺菌剤です。
- 多くの病原菌に抗菌作用を持つので、沢山の病害の同時防除が可能です。
- 耐性菌の発生リスクの心配が少ない薬剤です。

チオノックは大内新興化学工業(株)の登録商標です。

有効成分	チウラム（化管法第1種）・・・40.0%	包装	1L×12 2L×6
性状	類白色水和性粘稠懸濁液体	有効年限	4 年
毒性	普通物*	危険物	－

※普通物：「毒物及び劇物取締法」（厚生労働省）に基づく、特定毒物、毒物、劇物の指定を受けない物質を示す。

【適用病害及び使用方法】

2024 年 10 月 16 日付内容

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	チウラムを含む 農薬の総使用回数
りんご	斑点落葉病 黒星病 黒点病 褐斑病 すす点病 すす斑病 赤星病 炭疽病 輪紋病 灰色かび病	500 倍	200～700 L/10a	収穫 30 日前 まで	5 回以内	散布	5 回以内
なし	黒斑病 黒星病 赤星病 心腐れ症(胴枯病菌) 炭疽病 褐色斑点病	500 倍	200～700 L/10a	収穫 30 日前 まで	5 回以内	散布	5 回以内 (休眠期は 1 回以内)
もも	黒星病 灰星病 縮葉病 せん孔細菌病	500 倍	200～700 L/10a	収穫 7 日前 まで	5 回以内	散布	5 回以内
初刈ン	黒星病 灰星病 縮葉病 せん孔細菌病	500 倍	200～700 L/10a	収穫 30 日前 まで	5 回以内	散布	5 回以内
かき	落葉病 炭疽病 うどんこ病	500 倍	200～700 L/10a	収穫 30 日前 まで	2 回以内	散布	2 回以内 (休眠期は 1 回以内)

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	チウラムを含む農薬の総使用回数
すもも	ふくろみ病 炭疽病	500 倍	200～700 L/10a	収穫 14 日前 まで	3 回以内	散布	3 回以内
あんず	かいよう病	500 倍	200～700 L/10a	収穫 21 日前 まで	3 回以内	散布	3 回以内
うめ	黒星病	500 倍	200～700 L/10a	収穫 21 日前 まで	2 回以内	散布	2 回以内
おうとう	褐色せん孔病 炭疽病 灰星病 幼果菌核病	500 倍	200～700 L/10a	収穫 21 日前 まで	5 回以内	散布	5 回以内 (萌芽後は 2 回以内)
ぶどう	晩腐病 べと病 灰色かび病 褐斑病 黒とう病	1000 倍	200～700 L/10a	収穫 60 日前 まで	2 回以内	散布	3 回以内 (休眠期は 1 回以内、 生育期は 2 回以内)
いちご	炭疽病	500 倍	100～300 L/10a	育苗期	5 回以内	散布	7 回以内 (育苗期は 5 回以内、 生育期は 2 回以内)
				生育期 但し 収穫開始 21 日前まで	2 回以内		
茶	新梢枯死症	400 倍	200～400 L/10a	摘採 21 日前 まで	2 回以内	散布	2 回以内
りんどう	褐斑病 葉枯病 炭疽病 灰色かび病	500 倍	100～500 L/10a	発病初期	6 回以内	散布	6 回以内
花き類・観 葉植物(り んどうを 除く)	灰色かび病 炭疽病	500 倍	100～500 L/10a	発病初期	6 回以内	散布	6 回以内

使用上の注意事項

- (1) 使用量に合わせ薬液を調製し、使いきること。
- (2) 本剤は貯蔵中に分離することがあるので、使用に際しては容器をよく振ること。
- (3) 石灰硫黄合剤、ボルドー液との混用はさけること。
- (4) 銅剤との近接散布は葉の汚れを生じるので注意すること。
- (5) 蚕に対して毒性があるので、桑葉にかからないように注意して散布すること。
- (6) あんずを使用する場合、果実に汚れを生じるおそれがあるので、落花 30 日後以降の散布はさけること。
- (7) ぶどうに使用する場合、幼果期～袋掛けまでの散布は、果房の汚れや果粉溶脱を生じるおそれがあるので十分注意すること。
- (8) シクラメンに使用する場合、花卉に薬害を生じるおそれがあるので、花柄伸長期以降は使用しないこと。
- (9) いちごの開花期以後の散布は、果実の汚れを生じるおそれがあるので十分注意すること。
- (10) 本剤の使用に当っては、使用量、使用時期、使用方法などを誤らないように注意し、特に初めて使用する場合には病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

- (11) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、普及指導センター、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法-----

- (1) 誤飲などのないよう注意すること。誤って飲み込んだ場合には吐き出させ、直ちに医師の手当を受けさせること。本剤使用中に身体に異常を感じた場合には直ちに医師の手当てを受けること。
- (2) 本剤は眼に対して弱い刺激性があるので眼に入らないよう注意すること。眼に入った場合には直ちに水洗すること。
- (3) 散布の際は農薬用マスク、手袋、長ズボン・長袖の作業衣などを着用すること。作業後は手足、顔などを石けんでよく洗い、うがいをする。
- (4) かぶれやすい体質の人は取扱いに十分注意すること。

水産動植物に有毒な農薬については、その旨-----

- (1) 水産動植物（魚類）に強い影響を及ぼすおそれがあるので、河川、湖沼及び海域等に飛散、流入しないよう注意して使用すること。養殖池周辺での使用はさけること。
- (2) 水産動植物（甲殻類、藻類）に影響を及ぼすおそれがあるので、河川、養殖池等に飛散、流入しないよう注意して使用すること。
- (3) 使用残りの薬液が生じないように調製を行い、使い切ること。散布器具及び容器の洗浄水は河川等に流さないこと。また空容器、空袋等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。

引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨-----

通常の使用方法ではその該当はない。

貯蔵上の注意事項-----

直射日光をさけ、食品と区別して、なるべく低温な場所に密栓して保管すること。